

# 意見陳述書

2018年 9月 16日

奈良地方裁判所 御中

住所 京都市左京区修学院千万田町 5-84

氏名 中川 勉

1 私は、京都において一視聴者の立場で市民団体である「NHK・メディアを考える京都の会」で事務局長を務めています。当会は、①NHK・メディアの監視と激励、②NHK会長及び経営委員の選出制度の改善、③メディア関係者との交流、④メディア・NHK問題の学習・討論と普及、⑤視聴者のメディアウォッチの普及、⑥政府のメディア介入抗議の6点を運動の柱としている団体です。

2 私は2012年にNHKから受信料支払いを求める民事訴訟で訴えられたことがあり、最終的に簡易裁判所で和解を受け入れました。

私は、NHKの番組やニュースを聞いているとなぜか穏やかになりホットする生活を送っていました。NHKが言っていることには間違いはない。なぜか安心感を持って聞くことが出来るのです。

そんな思いが一気に崩される事実がありました。2011E TV特集「戦争をどう裁くか」番組が改ざんされていたことを2005年京都大学で行われた講演会で知ったのです。番組改ざんは政権党幹部の番組への介入によって行われていました。

私はこのことを理由に2005年2月から受信料の支払いを止めました。その後もスタッフの横領などNHKの不祥事が続き、さらに2011年東日本大震災では「直ちに人体に影響はない」との政府発表をNHK独自の何の検討も加えず繰り返し報道していることでも不信感を一層強め、NHKが公共放送としての役割を放棄し続けていることに抗

議の意味を込めて受信料支払いを止めていました。

その間受信料の集金人の訪問を何度か受けました。その度に、なぜ支払いを止めたのか説明し、「改ざん、カットなしで再放送してください。すぐ、支払います」と話しても返答はありませんでした。

私は口頭弁論に2回出頭し、準備書面や口頭で私の主張を述べてきました。最終的に和解を受け入れたのは、訴えられたことでNHK受信料問題に取り組む様々な市民団体の存在を知り、一視聴者としてこの運動に参加することによってNHKの抱える問題を少しでも改善していく希望を持つと考えたことと、受信料を支払うことで私たち視聴者の信頼と協力を示し、NHKで働く職員の人々が自負をもって、胸張って活き活きと仕事をしてもらいたいと、今後を見守っていく思いからです。

### 3 当裁判において受信料を支払っている原告視聴者に対するNHKの損害賠償責任を認めるべきです。

テレビを持つ視聴者には受信料の支払いという義務を無条件に押し付けておきながら、NHKは番組内容について何の義務も負わず強制的に視聴者から受信料を取り立てるとするのは社会的常識にも反するのではないのでしょうか。

報道は社会的財産ともいえます。また市民は憲法上知る権利を保障されており、正確な情報を受け取る権利があります。公共放送であるNHKは、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、良い番組を放送しなければならず、政治的な公平性や、事実をまげない報道、意見が対立している問題について、できるだけ多くの角度から論点を明らかにするなどの番組内容の基準が、放送法やNHK自身が制定した番組基準に定められています。

NHKは市民に正確で公正な情報を届ける責務を負っています。設備の設置の面だけでなく、番組内容についても市民の知る権利を保障するために、正確で公正な報道をすることが公共放送には求められています。

これまでの口頭弁論を通じて原告側が主張しているように、NHKはその公共的性格を忘れ、政治的な公平性を欠く報道や、意見が対立している問題について一方的な報道をしてきました。

最近の例では、2018年8月26日大河ドラマのプロモーションを

兼ね、NHKが安倍総理の自民党総裁選挙立候補会見をライブ中継しました。対立候補に関する報道はありませんでした。これは、あまりにも政権と癒着した政治的公平性のない姿勢であり、まるで政府の広報機関のような異常な放送です。

また、9月4日の台風21号に伴い関西国際空港が水没し、更に空港への唯一の通路が遮断されている状況にも拘らず、NHKは安倍首相が「明日には国内線、その翌日には国際線の営業を開始する」と述べたと報じました。安倍首相はいつから関空社長になったのでしょうか。一方民放は、関空の水没した現状を写し、再開の目途さえ立っていないと批判的に報じていました。

NHKが政治的な公平性を欠く報道や、事実に基づかない首相発言を検証もなく伝える報道によって、この原告ら視聴者の知る権利は著しく侵害されています。NHKは損害賠償責任を負うべきと考えます。

以上